

ご意見概要及び外務省の考え

	ご意見要旨	外務省の考え
1	有償資金協力においても同様な措置要領の必要性がある。	有償資金協力に関しては、有償資金協力の実施を担当する独立行政法人国際協力機構(JICA)が「独立行政法人国際協力機構が実施する資金協力事業において不正行為等に関与した者に対する措置規程」(以下の回答において「措置規程」という。)を作成して運用しております。
2	「措置」の第1項には、無償事業に係る有資格者の契約について措置をするとされ、第2項でもJICAが行う無償事業について同様の措置を協議するとあります。これから判断し、本規定はもともと無償事業に係るものに限定されていると思われませんが、別表では無償の枠を超え「我が国のODA事業の契約に関し」と無償以外の「技協」「有償」まで対象を広げておられます。外務省が契約当時者でない契約にまで言及するのは妥当でしょうか。「技協」「有償」を担当するJICAが措置を行い、それを外務省が追認することは、国内の公共事業の中央政府と地方政府の関係でも同じですが、外務省所が一義的に先行して措置を講ずるように読めます。	ODA事業に係る業務との関係で措置を行う基準については、改定前の「日本国の無償資金協力事業において不正行為を行った企業に対する措置要領」(以下の回答において「旧措置要領」という。)においても、旧措置要領第2及び同要領(別表)措置基準にあるとおり、無償資金協力に限らず、技術協力、政府貸付等を含むこととしております。これは、一定の不正行為を行った企業は、我が国の無償資金協力事業に関連する契約の相手方としてふさわしくないとの考え方によるものです。 なお、措置基準に該当するかについて、外務省のみで事実関係の確認を行うことは通常困難であることから、措置の判断を行う場合には、関係機関と情報共有を行い、事実関係について慎重に確認を図ることとしており、通常外務省が先行して措置を講ずることは想定しておりません。
3	「下請負人及び共同企業体に関する措置」の第2項に、「措置を受けた下請負人は無償事業の工事を受託することはできない」とありますが、工事業者とコンサルタントは異なり、下請けコンサルタントが工事を受注することはありません。本措置が業者とコンサルタント両方を対象としているようですが、誤解を避ける意味で切り分けが必要ではないでしょうか。	ご指摘を踏まえ表現を修正します。

4	「下請負人及び共同企業体に関する措置」の第2項の「措置を受けた下請負人は無償事業の工事を受託することはできない」の規定は元請負人が違反をした場合、同様の措置が下請負人及び共同企業体にも適用されるというのですが、その逆に 例えば、「下請け・構成員」の違反行為について、どこまで幹事会社が負うのかという問題があります。途上国の事情を勘案すると、元請負人の責任の範囲に際限が無くなりそうに思えます。国内NGOや外国人コンサルなど、日本側で詳細な財務状況・ガバナンス等確認が難しい新規企業とのJ/V・下請けでは、幹事会社として監視がなかなか行き届かないと言えます。例えば現地ローカルのコンサルタントが違反行為を行った場合、途上国の法制度は日本と比し多くの問題を抱えており、即逮捕のケースも頻発しており、今回の措置基準では逮捕即措置となっており、現地の法制度の適用に当たっては慎重な対応が求められます。	「日本国のODAにおいて不正行為を行った者に対する措置要領」(以下の回答において「措置要領」という。)は、国内の「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を参考としていますが、同モデルにおいては、工事事故等が下請人の責任による場合であっても、発注者との関係において元請負人は現場管理責任を免れないとしております。原則として措置要領についても同様の考え方を行うこととしていますが、個々の事案において不正や事故等の内容、途上国のガバナンスの程度等をかんがみて、措置の程度を判断することになります。
5	途上国の警察など捜査当局の捜査能力に不安があり、「違反」と判断され逮捕に至る事件においても必ずしも有罪とはならないケースが想定される。起訴事件の99%が有罪となる我が国の捜査当局と同等の能力があると想定し、途上国の捜査当局による逮捕(違反)などで措置を行えば日本企業に多大な経済的損失を与えることになりかねません。従って、(外国法令違反)第4については「有資格者が、別表第2第1号から5号までのいずれかに定める我が国の法令の規定に相当する外国の法令の規定に違反し有罪が確定した場合には、当該各号に該当するものとみなす。」と有罪が確定した場合とすべきではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、外国の法令違反の際の措置の認定方法について見直しを行います。
6	【(措置)第1第1項に対する内容確認】 ①本項は措置の内容を規定しているとの理解で宜しいでしょうか。 ②措置の内容は、「日本国の無償資金協力事業において不正行為を行った企業に対する措置要領」(以下「旧措置要領」という。)と同様、措置の期間中、有資格者が行う 契約を認証しないことであり、契約当事者となることを認めないと規定していない。 すなわち、措置の期間中も入札・契約関係手続きを行うことを妨げるものではないとの理解で宜しいでしょうか。 但し、措置の期間中に行われた入札・契約手続きに基づいてなされた契約が認証されないため、事実上、入札への参加並びに契約手続きを行うことはできない。	①ご理解のとおりです。 ②措置要領では、措置の期間に行われた入札・契約関係手続きに基づいてなされた有資格者の契約を認証しないこととしています。これを受けて、一般的には入札への参加や契約のための資格として措置期間中でないことを条件とし、入札図書を購入を制限したり、資格審査で失格としたりするなどして、入札・契約手続きの段階から措置期間中の有資格者を排除することとしています。

7	【(措置)第1第2項に対する内容確認】 ①「JICAと協議を行うことができる」とあるが、JICAの規程「独立行政法人国際協力機構が実施する資金協力事業において不正行為に関与した者に対する措置規程」(以下「JICA資金協力事業措置規程」という。)第4条に規定されている協議を指すとの理解で宜しいでしょうか。 ②上記の協議により、JICA資金協力事業措置規程第4条に基づき、JICAは当該有資格者を資金協力事業(無償資金協力事業並びに円借款事業)の契約当事者となることを認めない並びにJICAとの契約に参加する資格を停止する措置を行うとの理解で宜しいでしょうか。 ③旧措置要領には外務省の措置とJICAが行う措置の関係が明示されていなかったが、本項により明確となったとの理解で宜しいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②JICAが協議において必要と認める場合には、JICAにおいてJICAの措置規程に基づく措置を行うことになります。 ③ご理解のとおりです。
8	【(措置)第1第3項に対する内容確認】 ①旧措置要領においても同様の規程があるが、既支払い額の処理・認証取り消し後の事業実施の方法等、認証を取り消した契約の処理手続きをご開示頂きたい。	認証を取り消した場合の契約の処理手続きは、個々の事案でその状況に応じて検討する必要があり、一般的には事業の進捗状況を考慮しつつ、契約当事者間の協議等を踏まえて、具体的な処理方法が検討されることになります。
9	【(下請負人及び共同企業体に関する措置)第2第1項に対する確認】 ①本項は工事についてのみ言及されており、サービス(コンサルタント契約)に対しては適用されない。本項の適用対象者は工事業者である有資格者であり、コンサルタントは本項の適用を受けないとの理解で宜しいでしょうか。 ②措置の対象となる工事業者である有資格者並びに下請負人は、措置期間中に行われる入札・調達関係手続きに参加できないとの理解で宜しいでしょうか。	①第2第1項はコンサルタントについても適用することとしています。この点を明確にするため、表現を修正します。 ②措置期間中の有資格者や下請負人は、一般的に入札への参加や契約のための資格として措置期間中でないことが条件となっているため、入札図書は購入できず、資格審査では失格とされることになります。
10	【(下請負人及び共同企業体に関する措置)第2第2項並びに第3項に対する確認】 ①コンサルタントは第2並びに第3項により第1項の規定と同様の措置を受けるとの理解で宜しいでしょうか。	9の回答①を参照してください。

(その他の意見)

1	日系企業のみ厳しく律していても、競合する外国企業に対して効果が発揮できていないのではな かろうか。
2	施工中の不祥事以外に、入札時に於ける不透明な業者選定が依然として散見されるし、今後も その恐れがある。
3	公正かつ透明性の高い評価、業者選定がなされるようにする事が本来の主旨だと思う。
4	施工計画が不十分で、技術的には安全な掘削が不可能であるような技術札であっても、評価点 が発注者の圧力で変えさせられ、技術点が例え最低点であっても技術評価を通してしまい、値段 だけの評価となった。
5	逆に技術札は評価に合格するように作成しても、見積金額が全くそれに合致していないダンピン グ事例もある。結果として、設計変更による増額となり高いものにつく事になる。
6	最近のSTEPの入札に於いても、入札図書には応札者として規定されないローカル業者とのJV による応札を発注者側が強要する、開札の発表の後で更なる値引きの有無をその場で業者に聞 くような、本来入札不成立ともいえる入札を経験している。
7	不正な入札の疑惑を招くような不透明な事例に対して、公正な競争が成り立つようにJICAによる 厳正な対応をお願いする。
8	具体的な方策の一例として、入札評価委員会にJICAとコンサルタントからの参加を義務づける べきと考える。
9	【別表第1における措置要件の4(公衆損害事故)に対する意見】 常駐監理者のみによる安全管理は必ずしも十分ではない。 ①定期的な安全管理体制確認並びに安全管理体制への提言を専任とする安全管理者(仮称)の 配置並びに同経費の工事費並びに施工監理費への計上を制度化する必要がある。 ②安全管理は近傍住民の協力並びに安全への意識向上が不可欠である。近傍住民に対する安 全講習・教育を行うための要員の配置並びに同経費の工事費並びに施工監理費への計上を制 度化すること必要である。